

米国特許法改正規則と 効果的な出願実務の検討

～有効な権利取得のための明細書の作成と審査対応実務～

一昨年成立した改正米国特許法は順次施行が行われており、2013年3月16日の先願主義に関する法律の施行により、すべての法律の施行が完了します。先願主義に関する最終の規則案は未だ審議中ですが、本講座の開催前に最終案が発表されると思われます。一方、改正法が施行されたとしても、これまでなされた米国出願は旧法で審査されますので、これから数年は旧法とつきあっていかなければなりません。したがって、旧法についても依然として深い理解が必要となります。

本講座では、改正法と規則の全貌について説明するとともに、旧法を含めた効果的な米国特許出願実務について説明いたします。特に、出願実務については、米国特許法に適合した明細書の作成から審査対応実務まで詳細に説明いたします。

【主催】 一般社団法人大阪発明協会

【協力】 近畿知財戦略本部

【開催日】 平成25年3月6日（水）10:00～17:00

【開催場所】 大阪大学中之島センター 7階講義室702
大阪市北区中之島 4-3-53 06-6444-2100

【講師】 立花 顕治 氏（レクシア特許法律事務所 代表パートナー
弁理士・大阪大学知的財産センター客員教授）

【定員】 40名（定員になり次第締め切ります。）

【参加料】 会員13,000円（一般20,000円）（テキスト代含、消費税込）

※ 2名以上お申込みの場合、2人目から50%引き（大阪発明協会法人会員のみ）

② (1) 3日以内のキャンセルの場合、受講料はお返しできませんので予めご了承下さい。

(2) 聴講券、納品書又は請求書は、講座開催日の10日前頃に郵送いたします。

(3) 他府県発明協会会員でも会員料金で受講できます。

【プログラム】

1. 改正特許法と改正規則と審査への影響
2. 米国特許出願用の明細書の作成
 - 2-1 日本出願において留意すべき点
 - 2-2 翻訳文作成における留意点
 - 2-3 米国特有の明細書の作成
3. 米国特有の審査実務
 - 3-1 102条, 103条に関するオフィス・アクションへの対応
 - 3-2 現地代理人との効果的なコミュニケーション

-----切り取り線-----

大阪発明協会 企画サービスグループ行き		FAX 06-6479-3930	
中級向け 知的財産セミナー 申込書			
2013年3月6日開催			
「米国特許法改正規則と効果的な出願実務の検討」			
申込日 平成 年 月 日			
会社名 又は氏名		部署名及び 連絡担当者	
ご住所 〒			
TEL		FAX	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		ご専門 (例)電気機械	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		ご専門 (例)電気機械	
※お申し込み者宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。 ※許可なくして講義内容を録音することを固く禁じます。			

お支払方法 (予納金・現金・銀行振込・郵便振替)

1. 請求書 (要 不要)

振込先銀行 三井住友銀行 大阪本店営業部 普通預金 7900182
三菱東京UFJ銀行 中之島支店 普通預金 0042472
郵便振替口座 00940-7-312572

2. 予納金処理の方 得意先コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会員・非会員の区別 (法人会員・個人会員 発明協会 一般)